第40回兵庫県医療審議会 地域医療対策部会	資料 1－1
令和8年8月19日	

医師派遣等推進事業について

1　事業目的、効果等

本事業は、医療資源の重点的かつ効率的な配置を図ってもなお医師の確保が困難な地域に対し、兵庫県が医療審議会地域医療対策部会における議論を踏まえて決定した医師派遣をすることで医師不足の解消を図ることを目的にしている。

当該調整に基づく医師派遣を行う医療機関に対しては、医師派遣による逸失利益に相当する額を補助することで、円滑に医師派遣等が実施される体制を構築する。

2　事業内容

医療審議会地域医療対策部会の派遣調整に基づき、医師派遣を行う医療機関に対して、医師派遣することによる逸失利益に相当する額を助成

補　助　先	医療審議会地域医療対策部会の派遣調整に基づき医師派遣を行う病院（派遣元の病院）
対象経費	医師派遣の対価（派遣に伴う逸失利益）
補助基準額	1,250千円/人・月（※旧国庫基準額）
補助率・負担割合	１／２

3　事業の実施主体（補助先）

医療法第７条の２第１項各号に掲げる者、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、社会福祉法人、社会医療法人及び兵庫県知事が適当と認める者

4　事業の対象とする派遣の考え方

県医療審議会地域医療対策部会において、次の観点から事業の対象とする派遣を選定し、予算の範囲内で補助する。

(1) 派遣先医療機関が医師確保対策重点推進圏域（兵庫県医師確保計画に定める医師確保対策重点推進圏域をいう。）に所在し、次のいずれかに該当すること。

① 救急などの政策医療を担う医療機関

② 医師不足が深刻な診療科を担う医療機関

(2) 医師派遣により、派遣先医療機関の医療機能の大幅な増大が期待されること

(3) 医師の地域偏在、診療科偏在の解消に資するものであること

＜その他派遣条件＞

(1) 常勤として一定期間継続して派遣する場合のみでなく、例えば週１回など定期的に非常勤として派遣する場合も対象とする
(2) 単発的な派遣は対象としない
(3) 新規に開始する派遣を優先的に取り扱うが、すでに開始している派遣を継続実施する場合についても、補助対象として取り扱うこととする
(4) 同一経営主体の病院間の派遣は対象外とする
(5) 県外医療機関への派遣は原則として対象外とする

（参考）

１. 事業の沿革

年度	事業沿革
平成 20 年度	国が補正予算を計上して医師派遣緊急促進事業として国庫補助事業開始
平成 26 年度	医療介護推進基金に財源が変更され、医師派遣等推進事業として継続実施
令和元年度	他府県の状況等も踏まえ、同一経営主体間での派遣については、連結決算上逸失利益は発生しないものとし、補助対象外とした
令和２年度	令和２年３月に策定された医師確保計画に基づき、都市部の病院から医師確保対策重点推進圏域への医師派遣の取組を推進するため、事業実施主体の範囲を拡大。また、医師確保の取組を重点的に行う圏域を明確化するため、派遣先の医療機関を、医師確保対策重点推進圏域に所在する医療機関と定めた。

２. 補助額の計算方法

補助額 ＝（医師１人が１ヶ月にあげる利益(＊1)×派遣人数(＊2)×派遣月数
－ 派遣先からの収入）× 1/2

(＊1)

医師１人が１ヶ月にあげる利益

$$= \frac{\text{年間診療収益(入院・外来)} - \text{年間経費(医療職の人件費＋材料費＋その他の経費)}}{\text{医師数（常勤＋非常勤）}} \times 1/12$$

（求めた額が 1,250 千円を超える場合は 1,250 千円）

(＊2)

非常勤で勤務する場合は、派遣人数を常勤換算
（例）週１回派遣する場合
派遣人数 ＝ １日÷５日＝０．２人
（※補助金算出時は年間の実働日数から算出）

令和８年度　医師派遣等推進事業（計画表）

第40回兵庫県医療審議会 地域医療対策部会	資料 １－２
令和８年８月19日	

No	派遣元	派遣先	診療科	派遣内容	常勤換算人数/月	派遣人数	区分	効果
1	市立加西病院	加東市民病院	眼科	非常勤 (週1回)	0.18人	1人	継続	派遣することにより派遣先病院の診療科が継続され、専門的な手術を行うことができる。
2	西脇市立西脇病院	多可赤十字病院	内科(健診)	非常勤 (月4回程度)	0.18人	1人	継続	内科医師が不足しているため、当院からの派遣により健診業務が充実する。
			乳腺外科	非常勤 (月2回程度)	0.09人	1人	継続	乳腺外科医が不在であり、当院からの派遣により外来診療、院内回診等を行うことにより、乳腺外科診療が充実する。
		加東市民病院	内科(内視鏡)	非常勤 (月4回程度)	0.21人	1人	継続	内科医師が不足しているため、当院からの派遣により内視鏡検査、内科診療が充実する。
3	姫路赤十字病院	佐用共立病院	循環器内科	非常勤 (月1回)	0.05人	1人	継続	派遣先病院はいずれも医師不足・専門医不足の影響により、外来・病棟診療に支障をきたしていたが、本院からの医師派遣により医師の確保が可能となった。
			放射線科	非常勤 (週1回)	0.21人	1人	継続	
			内科	非常勤 (月3～4回)	0.16人	2人	継続	
		たつの市民病院	内科(呼吸器)	非常勤 (月2～3回)	0.09人	3人	新規	
			内科(糖尿)	非常勤 (月2回)	0.08	1人	新規	
		龍野中央病院	泌尿器科	非常勤 (週1回)	0.21人	1人	新規	
			整形外科	非常勤 (週1回)	0.22人	1人	新規	
		太子病院	外科	非常勤 (月2回)	0.10人	1人	新規	
			整形外科	非常勤 (週1回)	0.17人	1人	新規	
			内科	非常勤 (週1回)	0.16人	1人	新規	
		佐用中央病院	脳神経外科	非常勤 (月2回)	0.09人	3人	新規	
4	相生市民病院	たつの市民病院	外科	非常勤 (月2回)	0.06人	1人	継続	たつの市民病院は外科常勤医師が不在のため派遣により入院、外来患者に対して外科的医療の提供が可能となる。
5	公立豊岡病院	公立浜坂病院	消化器科	非常勤 (月1回)	0.05人	1人	継続	・公立村岡病院 ・公立浜坂病院 ・公立香住病院 専門診療科の乏しい地域で、専門医の派遣による支援を行い、地域の医療を確保している。 ・公立八鹿病院 脳神経外科医等が不在であり、当院からの派遣により入院患者の脳神経外科領域のフォローを行っている。 また、専門医師数の不足により、各専門領域の外来患者フォローを行っている。 ・兵庫県立丹波医療センター 専門診療科（麻酔科）の乏しい地域で、専門医の派遣による支援を行い、地域の医療を確保している。
		公立村岡病院	形成外科	非常勤 (月1回)	0.05人	1人	継続	
		公立八鹿病院	脳神経外科	非常勤 (月1～2回)	0.07人	1人	継続	
		公立八鹿病院	脳神経内科	非常勤 (週1回)	0.20人	1人	継続	
		公立八鹿病院	外科	非常勤 (月2回)	0.10人	1人	継続	
		公立八鹿病院	産婦人科	非常勤 (週1回)	0.20人	1人	継続	
		公立八鹿病院	放射線科	非常勤 (週1～2回)	0.25人	1人	新規	
		公立八鹿病院	麻酔科	非常勤 (月2回)	0.10人	1人	新規	
		県立丹波医療センター	麻酔科	非常勤 (月2回)	0.05人	1人	継続	
		公立香住病院	精神科	非常勤 (月2回)	0.10人	1人	継続	
		公立浜坂病院	精神科	非常勤 (月2回)	0.10人	1人	継続	

No	派遣元	派遣先	診療科	派遣内容	常勤換算人数/月	派遣人数	区分	効果
6	西宮渡辺心臓脳・血管センター	公立八鹿病院	循環器内科	非常勤（週2～3回）	0.45人	6人	継続	派遣先病院は循環器内科常勤がいなくなり、循環器内科に関しては、当院からの派遣により外来診療や検査が継続できている。
7	県立はりま姫路総合医療センター	公立宍粟総合病院	総合内科	非常勤（月6回）	0.30人	2人	継続	派遣先病院の総合内科専門医不足の解消
			眼科	非常勤（週1回半日）	0.10人	2人	継続	派遣先病院の眼科専門医不足の解消
			脳神経内科	非常勤（週1回半日）	0.10人	3人	継続	派遣先病院の脳神経内科専門医不足の解消
			小児科	非常勤（週2回半日）	0.20人	4人	継続	派遣先病院の小児科専門医不足の解消
		北播磨総合医療センター	小児科（小児神経）	非常勤（週1回半日）	0.10人	1人	継続	派遣先病院の小児科専門医不足の解消
		西脇市立西脇病院	消化器内科	非常勤（月1回半日）	0.02人	1人	継続	派遣先病院の消化器内科専門医不足の解消
		姫路聖マリア病院	消化器内科	非常勤（週1回）	0.20人	1人	継続	派遣先病院の消化器内科専門医不足の解消
		公立豊岡病院	循環器内科	非常勤（月1回）	0.05人	1人	継続	派遣先病院の循環器内科専門医不足の解消
8	兵庫県立加古川医療センター	北播磨総合医療センター	救急科	非常勤（月2回半日）	0.05人	2人	継続	派遣先病院の救急専門医不足の解消
9	北播磨総合医療センター企業団	西脇市立西脇病院	心臓血管外科	非常勤（月2回）	0.04人	1人	継続	西脇市立西脇病院（心臓血管外科）：当院からの派遣により心臓血管外科診療業務が充実する 兵庫あおの病院（小児科）：当院からの派遣により重心病棟回診等の業務が継続出来ている 補足 北播磨総合医療センター⇒兵庫あおの病院 兵庫あおの病院は、小児循環器専門医が在籍していないことから、北播磨総合医療センターにおける小児循環器外来の診療体制を補完するため、非常勤（月１回）で派遣 ・県立はりま姫路総合医療センター⇒北播磨総合医療センター 北播磨総合医療センターは、小児神経専門医が在籍していないため、小児神経外来の診療体制を補完するため、非常勤（週１回・半日）で派遣されている。
		兵庫あおの病院	小児科（小児循環器）	非常勤（月1回）	0.01人	1人	継続	
	合　計				5.15人	57人		

※網掛けは令和8年度新規
※常勤換算の計算方法：派遣に係る勤務時間／総勤務時間

令和７年度　医師派遣等推進事業（実績）

No	派遣元	派遣先	診療科	派遣内容	常勤換算人数/月	派遣人数	区分	効果
1	市立加西病院	加東市民病院	眼科	非常勤 (週1回)	0.18人	1人	継続	派遣することにより派遣先病院の診療科が継続され、専門的な手術を行うことができる。
2	西脇市立西脇病院	多可赤十字病院	内科(健診)	非常勤 （月4回程度）	0.16人	1人	継続	内科医師が不足しているため、当院からの派遣により健診業務が充実する。
			乳腺外科	非常勤 (月2回)	0.08人	1人	継続	乳腺外科医が不在であり、当院からの派遣により外来診療、院内回診等を行うことにより、乳腺外科診療が充実する。
		加東市民病院	内科(内視鏡)	非常勤 （月4回程度）	0.20人	1人	継続	内科医師が不足しているため、当院からの派遣により内視鏡検査、内科診療が充実する。
3	姫路赤十字病院	佐用共立病院	循環器内科	非常勤 (月1回)	0.05人	1人	継続	派遣先病院はいずれも医師不足・専門医不足の影響により、外来・病棟診療に支障をきたしていたが、本院からの医師派遣により医師の確保が可能となった。
			放射線科	非常勤 (週1回)	0.21人	1人	継続	
			内科	非常勤 (月1～2回)	0.06人	1人	新規	
4	相生市民病院	たつの市民病院	外科	非常勤 (週1回)	0.10人	1人	継続	たつの市民病院は外科常勤医師が不在のため派遣により外科外来や入院患者に対して外科的医療が継続して提供できる。
5	たつの市民病院	相生市民病院	内科	非常勤 (週1回半日)	0.10人	1人	継続	派遣先病院は内科常勤医が不在であり、当院からの派遣により外来診療が継続できている。
6	公立豊岡病院	公立村岡病院	形成外科	非常勤 (月1回)	0.04人	1人	継続	・公立村岡病院 ・公立浜坂病院 ・公立香住病院 専門診療科の乏しい地域で、専門医の派遣による支援を行い、地域の医療を確保している。 ・公立八鹿病院 脳神経外科医等が不在であり、当院からの派遣により入院患者の脳神経外科領域のフォローを行っている。 また、専門医師数の不足により、各専門領域の外来患者フォローを行っている。 ・兵庫県立丹波医療センター 専門診療科（麻酔科）の乏しい地域で、専門医の派遣による支援を行い、地域の医療を確保している。
		公立浜坂病院	消化器科	非常勤 (月1回)	0.04人	1人	継続	
			精神科	非常勤 (月2回)	0.09人	1人	新規	
		公立香住病院	精神科	非常勤 (月2回)	0.09人	1人	継続	
		公立八鹿病院	脳神経外科	非常勤 (月1～2回)	0.09人	1人	継続	
			脳神経内科	非常勤 (週1回)	0.20人	1人	継続	
			外科	非常勤 (月1回)	0.05人	1人	継続	
			産婦人科	非常勤 (月2回)	0.26人	1人	継続	
			小児科	非常勤 (週1回)	0.04人	1人	継続	
		県立丹波医療センター	麻酔科	非常勤 (月1回)	0.06人	1人	継続	

No	派遣元	派遣先	診療科	派遣内容	常勤換算人数/月	派遣人数	区分	効果
7	西宮渡辺心臓脳・血管センター	公立八鹿病院	循環器内科	非常勤 (週2～3回)	0.45人	4人	継続	派遣先病院は循環器内科常勤が１名のみで、当院からの派遣により外来診療や検査が継続できている。
8	県立はりま姫路総合医療センター	公立宍粟総合病院	総合内科	非常勤 (月6回)	0.30人	2人	継続	総合内科 派遣先病院の総合内科専門医不足の解消 眼科 派遣先病院の眼科専門医不足の解消 小児科 派遣先病院の小児科専門医不足の解消 脳神経内科 派遣先病院の脳神経内科医不足の解消 消化器内科 派遣先病院の消化器内科専門医不足の解消 循環器内科 派遣先病院の循環器内科の医療機能が増大
			眼科	非常勤 (週1回半日)	0.10人	2人	継続	
			小児科	非常勤 (週1回半日)	0.15人	3人	継続	
			脳神経内科	非常勤 (月2回)	0.05人	3人	継続	
		西脇市立西脇病院	消化器内科	非常勤 (月1回半日)	0.02人	1人	継続	
		姫路聖マリア病院	消化器内科	非常勤 (週1回)	0.20人	1人	継続	
		北播磨総合医療センター	小児科	非常勤 (週1回半日)	0.10人	1人	継続	
		公立豊岡病院	循環器内科	非常勤 (月1回)	0.05人	1人	継続	
9	県立加古川医療センター	北播磨総合医療センター	救急科	非常勤 (月2回半日)	0.05人	2人	新規	派遣先病院の救急専門医不足の解消
10	北播磨総合医療センター	赤穂市民病院	心臓血管外科	非常勤 (週1回)	0.08人	1人	新規	派遣先病院での医師不足を解消し、外来診療業務が充実する
		西脇市立西脇病院	心臓血管外科	非常勤 (月2回)	0.03人	1人	新規	当院からの派遣により心臓血管外科診療業務が充実する
			リウマチ・膠原病内科	非常勤 (月3回)	0.13人	3人	新規	当院からの派遣によりリウマチ・膠原病内科診療業務が充実する
		兵庫あおの病院	小児科	非常勤 (月1回)	0.01人	1人	新規	当院からの派遣により重心病棟回診等の業務が継続出来ている
	合　計				3.82人	45人		

※網掛けは令和7年度新規
※常勤換算の計算方法:派遣に係る勤務時間／総勤務時間

第40回兵庫県医療審議会 地域医療対策部会	参考資料 （資料1 関係）
令和8年8月19日	

医師派遣等推進事業実施要綱

1　目的

本事業は、医療資源の重点的かつ効率的な配置を図ってもなお医師の確保が困難な地域に対し、兵庫県が医療審議会地域医療対策部会における議論を踏まえて決定した医師派遣等にかかる経費を助成することにより、円滑に医師派遣等が実施される体制を構築し、地域における医師の確保を図ることを目的とする。

2　事業の実施主体

本事業の実施主体は、医療法第７条の２第１項各号に掲げる者、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、社会福祉法人、社会医療法人及び兵庫県知事が適当と認める者とする。

3　対象となる派遣事業

兵庫県（医療審議会地域医療対策部会）において、当該地域の医師確保対策についての検討及び調整がなされ、医師派遣の決定を行う場合。

ただし、厚生労働省「へき地保健医療対策等実施要綱」に規定される事業及び同一経営主体間における派遣事業は除く。

（１）派遣先

医師確保対策重点推進圏域（兵庫県医師確保計画に定める医師確保対策重点推進圏域をいう。）に所在する医療機関で、次のア～ウの全てを満たす場合

ア　次のいずれかに該当すること。

（ア）救急などの政策医療を担う医療機関

（イ）医師不足が深刻な診療科を担う医療機関

イ　医師派遣により、派遣先医療機関の医療機能の大幅な増大が期待されること

ウ　医師の地域偏在、診療科偏在の解消に資するものであること

（２）派遣形態

常勤として一定期間継続して派遣する場合、もしくは週１回など定期的に非常勤として派遣する場合

4　補助対象

派遣元医療機関における医師を派遣することによる対価の一部に相当する額

附則

（施行期日）

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。